

株式交換に係る事前開示書類
(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める書面)

2025年1月30日
株式会社クミカ

2025年1月30日

株式交換に係る事前開示書類

埼玉県草加市金明389番地1

株式会社クミカ

代表取締役社長 飯島 弘徳

当社は、2024年12月2日開催の取締役会において、株式会社シーラテクノロジーズ（以下「シーラ」といいます。）との間で、当社を株式交換完全親会社、シーラを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日、シーラとの間で本株式交換に関する株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しました。

本株式交換について、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に基づく事前開示事項は、次のとおりです。

記

1. 本株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

「別紙1」のとおりです。

2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

「別紙2」のとおりです。

3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

「別紙3」のとおりです。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第3号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

「別紙4」のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 自己株式の消却

シーラは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換の効力発生時点の直前時においてシーラが保有する全ての自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づくシーラの株主の株式買取請求に応じてシーラが取得する株式を含みます。）を消却する予定です。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担、その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第193条第4号）

① 自己株式の消却

当社は、2024年6月3日開催の取締役会において自己株式の消却を決議いたしました。自己株式の消却の概要は、「別紙5」に記載のとおりです。

② 第三者割当による新株式の発行

当社は、2024年8月7日開催の取締役会において第三者割当による新株式の発行について決議いたしました。第三者割当による新株式の発行の概要は、「別紙5」に記載のとおりです。

③ 本株式交換契約の締結

当社は、2024年12月2日開催の取締役会において、シーラとの間で本株式交換契約を締結することを決議し、同日付で本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の概要は、上記1.「本株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）」に記載のとおりです。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

会社法第799条第1項の規定により、本株式交換について異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はありません。

以上

【別紙 1】 本株式交換契約の内容

株式交換契約書（写）

株式会社クミカ（以下「クミカ」という。）及び株式会社シーラテクノロジーズ（以下「シーラ」という。）は、2024 年 12 月 2 日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （株式交換）

クミカ及びシーラは、本契約の定めるところに従い、クミカを株式交換完全親会社とし、シーラを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）を行い、クミカは、シーラの発行済株式の全部を取得する。

第2条 （商号及び住所）

クミカ及びシーラの商号及び住所は次のとおりとする。

- (1) クミカ（株式交換完全親会社）
商号：株式会社クミカ
住所：埼玉県草加市金明町 389 番地 1
- (2) シーラ（株式交換完全子会社）
商号：株式会社シーラテクノロジーズ
住所：東京都渋谷区広尾一丁目 1 番 39 号

第3条 （株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

1. クミカは、本件株式交換に際して、シーラの株主に対して、シーラの株式に代わる金銭等として、本件株式交換の効力が生ずる直前時（以下「基準時」という。）のシーラの株主名簿に記載または記録された株主（ただし、第 8 条に基づくシーラの自己株式の消却後の株主をいい、クミカを除く。以下本条において同じ。）が保有するシーラの株式数の合計数に 110 を乗じて得た数のクミカの株式を交付する。
2. 前項の対価の割当てについては、基準時のシーラの株主名簿に記載または記録された各株主に対し、その保有するシーラの株式数に 110 を乗じて得た数のクミカの株式を割り当てる。

第4条 （株式交換に際して交付する新株予約権及びその割当てに関する事項）

1. クミカは、本件株式交換に際して、基準時における別紙 1「シーラの新株予約権者が保有する

新株予約権の種類」欄に規定するシーラの各新株予約権に係る新株予約権者に対して、その有するシーラの各新株予約権に代わる新株予約権として、それぞれ、シーラの各新株予約権の総数に別紙1「対価新株予約権の数」に規定する数を乗じた数の別紙1「対価新株予約権の種類」欄に規定する種類のクミカの各新株予約権（以下「対価新株予約権」と総称する。）を交付する。

2. 対価新株予約権の割当てについては、基準時における別紙1「シーラの新株予約権者が保有する新株予約権の種類」欄に規定するシーラの各新株予約権に係る各新株予約権者に対し、その保有する当該各新株予約権1個につき、それぞれ、別紙1「対価新株予約権の数」に規定する数の別紙1「対価新株予約権の種類」欄に規定する種類のクミカの各対価新株予約権を割り当てる。

第5条 （クミカの資本金及び準備金の額に関する事項）

本件株式交換に際して増加するクミカの資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従いクミカが別途適当に定める金額とする。

第6条 （効力発生日）

本件株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年6月1日とする。ただし、本件株式交換の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、クミカ及びシーラは協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第7条 （株主総会の承認）

クミカ及びシーラは、2025年2月14日またはクミカ及びシーラが別途合意する日に、それぞれ株主総会を開催し、本契約の承認及び本件株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、本件株式交換の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、クミカ及びシーラは協議の上、本条に定める手の続を変更することができる。

第8条 （シーラの自己株式の消却）

シーラは、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時にシーラが保有する自己株式（会社法第785条の規定に基づくシーラの株主による株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を基準時において消却する。

第9条 （善管注意義務）

クミカ及びシーラは、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれ通常の業務執行の方法・範囲で自らの業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、本契約において別途定めるものを除き、その財産状態、経営成績、事業若しくは権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為または本件株式交換の実行に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、あらかじめクミカ及びシーラは協議し合意の上、これを行う。

第10条 （剰余金の処分）

1. クミカは、本契約締結後、2024年11月30日時点のクミカの株主に対し、1株につき2円を上限として行う剰余金の配当、及び、2025年5月31日時点のクミカの株主に対し、1株につき2円を上限として行う剰余金の配当を除き、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。
2. シーラは、本契約締結後、2024年12月31日時点のシーラの株主に対し、1株につき450円を上限として行う剰余金の配当を除き、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第11条 （本契約の変更及び解除）

本契約締結日から効力発生日の前日までの間において、天変地変その他の事由によりクミカまたはシーラのいずれかの財産または経営状態に重大な変動が生じた場合、その他本件株式交換の実行に重大な影響を及ぼす事象が判明または発生した場合には、クミカ及びシーラは協議し合意の上、本契約を変更または解除することができる。

第12条 （本契約の効力）

本契約は、以下の各号のいずれかに該当する場合、その効力を失う。

- (1) 効力発生日の前日までの間に、第7条に定めるクミカまたはシーラの株主総会の承認が得られない場合
- (2) 効力発生日の前日までの間に、国内外の法令に定める関係官庁の許認可等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られなかった場合
- (3) 前条の規定に基づいて本契約が解除された場合

第13条 （準拠法及び管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、かつこれに従って解釈されるものとする。
2. 本契約に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と

する。

第14条 （協議事項）

本契約に定めるもののほか、本件株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、クミカ及びシーラ協議の上、これを定めるものとする。

[以下余白]

本契約締結の証として、クミカ及びシーラは本書 2 通を作成し、記名押印または署名の上、各 1 通を保有する。

2024 年 12 月 2 日

クミカ

株式会社クミカ

代表取締役 飯島 弘徳

(印)

シーラ

株式会社シーラテクノロジーズ

代表取締役 湯藤 善行

(印)

対価新株予約権の内容

シーラの新株予約権者が保有する 新株予約権の種類	対価新株予約権の種類	対価新株予約権 の数
第 1 回新株予約権（別紙 1-1-1）	第 1 回新株予約権（別紙 1-1-2）	1
第 4 回新株予約権（別紙 1-2-1）	第 2 回新株予約権（別紙 1-2-2）	1
第 5 回新株予約権（別紙 1-3-1）	第 3 回新株予約権（別紙 1-3-2）	1
第 6 回新株予約権（別紙 1-4-1）	第 4 回新株予約権（別紙 1-4-2）	1
第 7 回新株予約権（別紙 1-5-1）	第 5 回新株予約権（別紙 1-5-2）	1
第 8 回新株予約権（別紙 1-6-1）	第 6 回新株予約権（別紙 1-6-2）	1
第 9 回新株予約権（別紙 1-7-1）	第 7 回新株予約権（別紙 1-7-2）	1
第 10 回新株予約権（別紙 1-8-1）	第 8 回新株予約権（別紙 1-8-2）	1

株式会社シーラテクノロジーズ第1回新株予約権

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 13,200 株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は当社普通株式100株とする。

ただし、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

かかる調整は、当該時点において未行使の新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、金8,000円とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{ccc} \text{調整後} & & \text{調整前} \\ \text{行使価額} & = & \text{行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{array}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の発行を決議した日（平成26年5月23日）から2年を経過した日の翌日

から令和 9 年 4 月 30 日まで。ただし権利行使期間の最終日が銀行休業日である時は、その前営業日が最終日となる。

4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が権利行使時においても当社または当社の子会社、関連会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを条件とする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、法令に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡につき当会社の承認を要する。

7. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が、当社または当社の子会社、関連会社の取締役、監査役または従業員の地位を失った場合には（ただし、任期満了による退任または定年退職による場合を除く）、当社は一定の日を定め、かかる者の新株予約権の全部または一部を無償にて取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会等で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会等で承認された場合であって、当社取締役が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権の割当を受けた者に新株予約権を行使させることが適切ではないと当社取締役が判断した時は、当社取締役が別途定める日に、当社は、かかる者の新株予約権を無償にて取得することができる。

8. 組織再編を実施する際の新株予約権の交付

当社は、当社株主総会及び取締役の決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができる。

9. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の 1 株に満たない端数は切り捨てる。

10. 新株予約権証券の発行

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

株式会社シーラホールディングス第1回新株予約権

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は当社普通株式11,000株とする。

ただし、付与株式数は、以下の場合に調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点において未行使の新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(1) 株式分割または株式併合

新株予約権の割当日後、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

(2) 合併等

当社が合併等（合併、会社分割、株式交換又は株式移転をいう。以下同じ。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、金73円とする。

ただし、行使価額は、以下の場合に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

(1) 株式分割または株式併合

当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分等を行う場合

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとする。

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & & \text{既発行} \\ \text{行使価額} & = & \text{株式数} \\ \text{調整前} & \times & \text{時価} \\ \text{行使価額} & & \end{array} \quad \begin{array}{l} + \\ \hline \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \\ \hline \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{array}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には

「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(3) 合併等

当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権を行使することができる期間

2025年6月1日から2027年4月30日まで。ただし、権利行使期間の最終日が銀行休業日であるときは、その前営業日が最終日となる。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が権利行使時においても当社または当社の子会社、関連会社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)、執行役員または従業員の地位にあることを条件とする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、法令に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

6. 譲渡による新株予約権の取得等の制限

新株予約権の譲渡、質入れ、担保権の設定その他の処分につき当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が、当社または当社の子会社、関連会社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)、監査役または従業員の地位を失った場合(ただし、任期満了による退任または定年退職による場合を除く。)であって、当社は一定の日を定め、かかる者の新株予約権の全部または一部を無償にて取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者に新株予約権を行使させることが適切ではないと当社取締役会が判断したときは、当社取締役会が別途定める日に、当社は、かかる者の新株予約権を無償にて取得することができる。

8. 組織再編を実施する際の新株予約権の交付

当社は、当社株主総会及び取締役会の決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、新株予

約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができる。

9. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数は切り捨てる。
10. 新株予約権証券の発行
当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

株式会社シーラテクノロジーズ第4回新株予約権

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 200 株

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は当社普通株式 100 株とする。

ただし、付与株式数は、新株予約権の割当当日後、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

かかる調整は、当該時点において未行使の新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数に乗じた価額とする。

行使価額は、金 11,600 円とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} \text{調整後} & \quad \text{調整前} \\ \text{行使価額} & = \text{行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{aligned}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の発行をした日の翌日から平成 39 年 5 月 31 日まで。ただし権利行使期間

の最終日が銀行休業日である時は、その前営業日が最終日となる。

4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が権利行使時においても当社または当社の子会社、関連会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを条件とする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、法令に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡につき当会社の承認を要する。

7. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が、当社または当社の子会社、関連会社の取締役、監査役または従業員の地位を失った場合には（ただし、任期満了による退任または定年退職による場合を除く）、当社は一定の日を定め、かかる者の新株予約権の全部または一部を無償にて取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会等で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会等で承認された場合であって、当社取締役が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権の割当を受けた者に新株予約権を行使させることが適切ではないと当社取締役が判断した時は、当社取締役が別途定める日に、当社は、かかる者の新株予約権を無償にて取得することができる。

8. 組織再編を実施する際の新株予約権の交付

当社は、当社株主総会及び取締役の決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができる。

9. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数は切り捨てる。

10. 新株予約権証券の発行

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

株式会社シーラホールディングス第2回新株予約権

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は当社普通株式11,000株とする。

ただし、付与株式数は、以下の場合に調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点において未行使の新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(1) 株式分割または株式併合

新株予約権の割当日後、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 合併等

当社が合併等（合併、会社分割、株式交換又は株式移転をいう。以下同じ。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、金106円とする。

ただし、行使価額は、以下の場合に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

(1) 株式分割または株式併合

当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分等を行う場合

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとする。

$$\begin{array}{ccc} \text{調整後} & & \text{既発行} \\ \text{行使価額} & = & \text{株式数} \\ \text{調整前} & \times & \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{array}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(3) 合併等

当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権を行使することができる期間

2025年6月1日から2027年5月31日まで。ただし権利行使期間の最終日が銀行休業日であるときは、その前営業日が最終日となる。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が権利行使時においても当社または当社の子会社、関連会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員または従業員の地位にあることを条件とする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、法令に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

6. 譲渡による新株予約権の取得等の制限

新株予約権の譲渡、質入れ、担保権の設定その他の処分につき当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が、当社または当社の子会社、関連会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役または従業員の地位を失った場合には（ただし、任期満了による退任または定年退職による場合を除く。）、当社取締役会は一定の日を定め、当社はかかる者の新株予約権の全部または一部を無償にて取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者に新株予約権を行使させることが適切ではないと当社取締役会が判断したときは、当社取締役会が別途定める日に、当社は、かかる者の新株予約権を無償にて取得することができる。

8. 組織再編を実施する際の新株予約権の交付

当社は、当社株主総会及び取締役会の決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することがで

きる。

9. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数は切り捨てる。
10. 新株予約権証券の発行
当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

株式会社シーラテクノロジーズ第 5 回新株予約権

1. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 28,300 株

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は当社普通株式 100 株とする。ただし、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

かかる調整は、当該時点において未行使の新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、金 8,000 円とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{rcccl} & & \text{既発行} & + & \text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額} \\ & & \text{株式数} & & \text{時価} \\ \text{調整後} & & & & \\ \text{行使価額} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数}} \\ & & \text{行使価額} & & \end{array}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権を行使することができる期間

平成 29 年 10 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日まで。ただし権利行使期間の最終日が銀行休業日である時は、その前営業日が最終日となる。

4. 新株予約権の行使の条件
本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が権利行使時においても当社または当社の子会社、関連会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを条件とする。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額等
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、法令に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。
6. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡につき当社の承認を要する。
7. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 - (1) 新株予約権の割当を受けた者が、当社または当社の子会社、関連会社の取締役、監査役または従業員の地位を失った場合には（ただし、任期満了による退任または定年退職による場合を除く）、当社は一定の日を定め、かかる者の新株予約権の全部または一部を無償にて取得することができる。
 - (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会等で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会等で承認された場合であって、当社取締役が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) 新株予約権の割当を受けた者に新株予約権を行使させることが適切ではないと当社取締役が判断した時は、当社取締役が別途定める日に、当社は、かかる者の新株予約権を無償にて取得することができる。
8. 組織再編行為時の新株予約権の取扱い
当社は、当社株主総会及び取締役の決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができる。
9. 端数の取扱い
新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数は切り捨てる。
10. 新株予約権証券の発行
当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

株式会社シーラホールディングス第3回新株予約権

1. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は当社普通株式11,000株とする。

ただし、付与株式数は、以下の場合に調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点において未行使の新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(1) 株式分割または株式併合

新株予約権の割当日後、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 合併等

当社が合併等（合併、会社分割、株式交換又は株式移転をいう。以下同じ。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、金73円とする。

ただし、行使価額は、以下の場合に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

(1) 株式分割または株式併合

当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分等を行う場合

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとする。

$$\begin{array}{ccc} \text{調整後} & & \text{既発行} \\ \text{行使価額} & = & \text{株式数} \\ \text{調整前} & \times & \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{array}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(3) 合併等

当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権を行使することができる期間

2025年6月1日から2027年4月30日まで。ただし、権利行使期間の最終日が銀行休業日であるときは、その前営業日が最終日となる。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が権利行使時においても当社または当社の子会社、関連会社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)、執行役員または従業員の地位にあることを条件とする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額等

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、法令に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡、質入れ、担保権の設定その他の処分につき当社取締役会の承認を要する。

7. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権者が、当社または当社の子会社、関連会社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)、監査役または従業員の地位を失った場合には(ただし、任期満了による退任または定年退職による場合を除く。)、当社は一定の日を定め、かかる者の新株予約権の全部または一部を無償にて取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者に新株予約権を行使させることが適切ではないと当社取締役会が判断したときは、当社取締役会が別途定める日に、当社は、かかる者の新株予約権を無償にて取得することができる。

8. 組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社は、当社株主総会及び取締役会の決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができる。

9. 端数の取扱い

新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数は切り捨てる。

10. 新株予約権証券の発行

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

株式会社シーラテクノロジーズ第6回新株予約権

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 415 株

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は当社普通株式 1 株とする。

ただし、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

かかる調整は、当該時点において未行使の新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、金 33,320 円とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\begin{array}{c} \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{array}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の発行を決議した日（平成 30 年 3 月 26 日）から 2 年を経過した日から平成 40 年 2 月 28 日まで。ただし権利行使期間の最終日が銀行休業日である時は、その前

営業日が最終日となる。

4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が権利行使時において、当社または当社の子会社若しくは関連会社の取締役、監査役、執行役員または従業員の地位にあることを条件とする。ただし、本新株予約権者が本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、相続開始後1年内に限り、その相続人は、本条に定める手続きに基づき、本新株予約権を行使できる。ただし、本新株予約権者の相続人は、1個の新株予約権を分割して相続することはできない。なお、本新株予約権者が本新株予約権の行使期間の到来前に死亡した場合は、その相続人は本新株予約権を行使できない。本新株予約権者の相続人が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を相続することはできない。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、法令に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡につき当会社の承認を要する。

7. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が、死亡した場合には、当社は一定の日を定め、かかる者の新株予約権の全部または一部を無償にて取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会等で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会等で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権の割当を受けた者に新株予約権を行使させることが適切ではないと当社取締役会が判断した時は、当社取締役会が別途定める日に、当社は、かかる者の新株予約権を無償にて取得することができる。

8. 組織再編を実施する際の新株予約権の交付

当社は、当社株主総会及び取締役会の決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができる。

9. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の 1 株に満たない端数は切り捨てる。

10. 新株予約権証券の発行

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

株式会社シーラホールディングス第4回新株予約権

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は当社普通株式110株とする。

ただし、付与株式数は、以下の場合に調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点において未行使の新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(1) 株式分割または株式併合

新株予約権の割当日後、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 合併等

当社が合併等（合併、会社分割、株式交換又は株式移転をいう。以下同じ。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、金303円とする。

ただし、行使価額は、以下の場合に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

(1) 株式分割または株式併合

当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分等を行う場合

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(3) 合併等

当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権を行使することができる期間

2025年6月1日から2028年2月28日まで。ただし、権利行使期間の最終日が銀行休業日であるときは、その前営業日が最終日となる。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が権利行使時において、当社または当社の子会社若しくは関連会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役、執行役員または従業員の地位にあることを条件とする。ただし、新株予約権者が新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、相続開始後1年以内に限り、その相続人は、本項に定める手続きに基づき、新株予約権を行使できる。ただし、新株予約権者の相続人は、1個の新株予約権を分割して相続することはできない。なお、新株予約権者が新株予約権の行使期間の到来前に死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使できない。新株予約権者の相続人が死亡した場合、その相続人は、新株予約権を相続することはできない。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、法令に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

6. 譲渡による新株予約権の取得等の制限

新株予約権の譲渡、質入れ、担保権の設定その他の処分につき当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が、死亡した場合には、当社取締役会は一定の日を定め、当社はかかる者の新株予約権の全部または一部を無償にて取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者に新株予約権を行使させることが適切ではないと当社取締役会が判断したときは、当社取締役会が別途定める日に、当社は、かかる者の新株予約権を無償にて取得することができる。

8. 組織再編を実施する際の新株予約権の交付

当社は、当社株主総会及び取締役会の決議において定めるところに従い、当社を消滅

会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができる。

9. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数は切り捨てる。
10. 新株予約権証券の発行
当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

株式会社シーラテクノロジーズ第7回新株予約権

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 810 株

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は当社普通株式 1 株とする。

ただし、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

かかる調整は、当該時点において未行使の新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、金 45,140 円とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\begin{array}{c} \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{array}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の発行を決議した日から 2 年を経過した日から令和 12 年 7 月 31 日まで。ただし権利行使期間の最終日が銀行休業日である時は、その前営業日が最終日となる。

4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が権利行使時において、当社または当社の子会社若しくは関連会社の取締役、監査役、執行役員または従業員の地位にあることを条件とする。ただし、本新株予約権者が本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、相続開始後1年内に限り、その相続人は、本条に定める手続きに基づき、本新株予約権を行使できる。ただし、本新株予約権者の相続人は、1個の新株予約権を分割して相続することはできない。なお、本新株予約権者が本新株予約権の行使期間の到来前に死亡した場合は、その相続人は本新株予約権を行使できない。本新株予約権者の相続人が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を相続することはできない。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、法令に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡につき当社の承認を要する。

7. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が、死亡した場合には、当社は一定の日を定め、かかる者の新株予約権の全部または一部を無償にて取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会等で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会等で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権の割当を受けた者に新株予約権を行使させることが適切ではないと当社取締役会が判断した時は、当社取締役会が別途定める日に、当社は、かかる者の新株予約権を無償にて取得することができる。

8. 組織再編を実施する際の新株予約権の交付

当社は、当社株主総会及び取締役会の決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができる。

9. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数は切り捨てる。

10. 新株予約権証券の発行

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

株式会社シーラホールディングス第 5 回新株予約権

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は当社普通株式 110 株とする。

ただし、付与株式数は、以下の場合に調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点において未行使の新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(1) 株式分割または株式併合

新株予約権の割当日後、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 合併等

当社が合併等（合併、会社分割、株式交換又は株式移転をいう。以下同じ。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、金 411 円とする。

ただし、行使価額は、以下の場合に調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

(1) 株式分割または株式併合

当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分等を行う場合

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(3) 合併等

当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権を行使することができる期間

2025年6月1日から2030年7月31日まで。ただし、権利行使期間の最終日が銀行休業日であるときは、その前営業日が最終日となる。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が権利行使時において、当社または当社の子会社若しくは関連会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役、執行役員または従業員の地位にあることを条件とする。ただし、新株予約権者が新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、相続開始後1年以内に限り、その相続人は、本項に定める手続きに基づき、新株予約権を行使できる。ただし、新株予約権者の相続人は、1個の新株予約権を分割して相続することはできない。なお、新株予約権者が新株予約権の行使期間の到来前に死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使できない。新株予約権者の相続人が死亡した場合、その相続人は、新株予約権を相続することはできない。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、法令に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

6. 譲渡による新株予約権の取得等の制限

新株予約権の譲渡、質入れ、担保権の設定その他の処分につき当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が、死亡した場合には、当社は一定の日を定め、かかる者の新株予約権の全部または一部を無償にて取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者に新株予約権を行使させることが適切ではないと当社取締役会が判断したときは、当社取締役会が別途定める日に、当社は、かかる者の新株予約権を無償にて取得することができる。

8. 組織再編を実施する際の新株予約権の交付

当社は、当社株主総会及び取締役会の決議において定めるところに従い、当社を消滅

会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、当社を完全子会社とする新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができる。

9. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数は切り捨てる。
10. 新株予約権証券の発行
当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

株式会社シーラテクノロジー第 8 回新株予約権

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 50 株

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は当社普通株式 1 株とする。

ただし、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

かかる調整は、当該時点において未行使の新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、金 48,060 円とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の発行を決議した日から 2 年を経過した日から令和 13 年 7 月 31 日まで。ただし権利行使期間の最終日が銀行休業日である時は、その前営業日が最終日となる。

4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者が本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、相続開始後1年内に限り、その相続人は、本条に定める手続きに基づき、本新株予約権を行使できる。ただし、本新株予約権者の相続人は、1個の新株予約権を分割して相続することはできない。なお、本新株予約権者が本新株予約権の行使期間の到来前に死亡した場合は、その相続人は本新株予約権を行使できない。本新株予約権者の相続人が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を相続することはできない。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、法令に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡につき当会社の承認を要する。

7. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合には、当社は一定の日を定め、かかる者の新株予約権の全部または一部を無償にて取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会等で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会等で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権の割当を受けた者に新株予約権を行使させることが適切ではないと当社取締役会が判断した時は、当社取締役会が別途定める日に、当社は、かかる者の新株予約権を無償にて取得することができる。

8. 組織再編を実施する際の新株予約権の交付

当社は、当社株主総会及び取締役会の決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができる。

9. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数は切り捨てる。

10. 新株予約権証券の発行

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

株式会社シーラホールディングス第 6 回新株予約権

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は当社普通株式 110 株とする。

ただし、付与株式数は、以下の場合に調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点において未行使の新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(1) 株式分割または株式併合

新株予約権の割当日後、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 合併等

当社が合併等（合併、会社分割、株式交換又は株式移転をいう。以下同じ。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、金 437 円とする。

ただし、行使価額は、以下の場合に調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

(1) 株式分割または株式併合

当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分等を行う場合

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(3) 合併等

当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権を行使することができる期間

2025年6月1日から2031年7月31日まで。ただし、権利行使期間の最終日が銀行休業日であるときは、その前営業日が最終日となる。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、相続開始後1年内に限り、その相続人は、本項に定める手続きに基づき、新株予約権を行使できる。ただし、新株予約権者の相続人は、1個の新株予約権を分割して相続することはできない。なお、新株予約権者が新株予約権の行使期間の到来前に死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使できない。新株予約権者の相続人が死亡した場合、その相続人は、新株予約権を相続することはできない。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、法令に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

6. 譲渡による新株予約権の取得等の制限

新株予約権の譲渡、質入れ、担保権の設定その他の処分につき当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が死亡した場合には、当社は一定の日を定め、かかる者の新株予約権の全部または一部を無償にて取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者に新株予約権を行使させることが適切ではないと当社取締役会が判断したときは、当社取締役会が別途定める日に、当社は、かかる者の新株予約権を無償にて取得することができる。

8. 組織再編を実施する際の新株予約権の交付

当社は、当社株主総会及び取締役会の決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することがで

きる。

9. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数は切り捨てる。
10. 新株予約権証券の発行
当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

株式会社シーラテクノロジー第 9 回新株予約権

1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の種類は当社普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は当社普通株式 1 株とする。

但し、当社普通株式が外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所に最初に上場される場合、付与株式数は当該上場日（以下「本上場日」という。）の前日における当社普通株式の発行済株式総数（潜在株式を含む。以下「本株式総数」という。）に 2% を乗じた株式数を 5771 で除した数とする。この場合において 1 株未満の端数が生じる場合には、小数点第 2 位以下を切り捨てた数とし、行使された本新株予約権の個数に付与株式数を乗じた株式の数に 1 株未満の端数が生じる場合には、小数点第 1 位以下を切り捨てた数とする。

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整する（調整の結果生じる 1 株未満の端数は、小数点第 1 位以下を切り捨てる。）。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

なお、本項における調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点で権利行使されていない本新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、0.01 米ドルを行使する日における為替レートで日本円に換算した額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を日本円に換算する前の米ドルにて調整し、調整による 0.01 米ドル未満の端数は切り上げた額を行使する日における為替レートで日本円に換算した額とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分、当社の発行した取得条項付株式又は取得請求権付株式の取得と引き換えにする当社普通株式の交付並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、かかる発行又は処分の払込期日（払込期間が設定されている場合はその末日）を適用日として、かかる発行又は処分に係る払込金額又は処分価額をもって調整後行使価額とする。

3. 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、本上場日（令和4年12月20日）から10年間とする。但し、行使期間の最終日が銀行休業日であるときは、その前営業日が最終日となる。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、本新株予約権を以下の①乃至⑤に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該規定に定める個数を限度として行使することができる。

- ① 本上場日から起算して1年間：本新株予約権の行使により付与される株式数が本株式総数に0.4%を乗じた株式数に達する個数
- ② 本上場日の1年後の応当日から起算して1年間：本新株予約権の行使により付与される株式数が本株式総数に0.8%を乗じた株式数に達する個数
- ③ 本上場日の2年後の応当日から起算して1年間：本新株予約権の行使により付与される株式数が本株式総数に1.2%を乗じた株式数に達する個数
- ④ 本上場日の3年後の応当日から起算して1年間：本新株予約権の行使により付与される株式数が本株式総数に1.6%を乗じた株式数に達する個数
- ⑤ 本上場日の4年後の応当日以降：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数

- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (2) 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- (2) 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契

約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記 1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 3. に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3. に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 5. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記 4. に準じて決定する。

(9) その他の条件については、再編対象会社が決定する。

8. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

以上

株式会社シーラホールディングス第7回新株予約権

1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類は当社普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は当社普通株式99株とする。

ただし、付与株式数は、以下の場合に調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点において未行使の新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(1) 株式分割または株式併合

本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

(2) 合併等

当社が合併等（合併、会社分割、株式交換又は株式移転をいう。以下同じ。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、金0.00009米ドルを行使する日における為替レートで日本円に換算した額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を日本円に換算する前の米ドルにて調整し、調整による0.00001米ドル未満の端数は切り上げた額を行使する日における為替レートで日本円に換算した額とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分、当社の発行した取得条項付株式又は取得請求権付株式の取得と引き換えにする当社普通株式の交付並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、かかる発行又は処分の払込期日（払込期間が設定されている場合はその末日）を適用日として、かかる発行又は処分に係る払込金額又は処分価額をもって調整後行使価額とする。

3. 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2025年6月1日から2033年3月30日までとする。但し、行使期間の最終日が銀行休業日であるときは、その前営業日が最終日となる。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、本新株予約権を以下の①乃至③に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該規定に定める個数を限度として行使することができる。

- ① 2025年6月1日から2026年3月30日まで：新株予約権者が保有する本新株予約権の数の60%まで
 - ② 2026年3月31日から2027年3月30日まで：新株予約権者が保有する本新株予約権の数の80%まで
 - ③ 2027年3月31日以降：新株予約権者が保有する本新株予約権の総数
- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (2) 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- (2) 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得等の制限

本新株予約権の譲渡、質入れ、担保権の設定その他の処分については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記1.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の

条件等を勘案の上、上記 2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 3. に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3. に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 5. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記 4. に準じて決定する。

(9) その他の条件については、再編対象会社が決定する。

8. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

以上

株式会社シーラテクノロジーズ第 10 回新株予約権

1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の種類は当社普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は当社普通株式 1 株とする。

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整する（調整の結果生じる 1 株未満の端数は、小数点第 1 位以下を切り捨てる。）。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

なお、本項における調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点で権利行使されていない本新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、10 米ドルとする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 0.01 米ドル未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

3. 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、割当日（2023 年 4 月 20 日）から 2028 年 3 月 29 日までとする。但し、行使期間の最終日が銀行休業日であるときは、その前営業日が最終日となる。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (2) 各本新株予約権の 1 個未満の行使を行うことはできない。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社

計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

- (2) 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

また、本新株予約権は、一の譲受人に一括して譲渡する場合でなければ、譲渡することができない。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記 1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 3. に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3. に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 5. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）による承認を要するものと

する。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記 4. に準じて決定する。

(9) その他の条件については、再編対象会社が決定する。

8. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

以上

株式会社シーラホールディングス第 8 回新株予約権

1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の種類は当社普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は当社普通株式 110 株とする。

ただし、付与株式数は、以下の場合に調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点において未行使の新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(1) 株式分割または株式併合

本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

(2) 合併等

当社が合併等（合併、会社分割、株式交換又は株式移転をいう。以下同じ。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、0.09 米ドルを行使する日における為替レートで日本円に換算した額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 0.01 米ドル未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

3. 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2025 年 6 月 1 日から 2028 年 3 月 29 日までとする。但し、行使期間の最終日が銀行休業日であるときは、その前営業日が最終日となる。

4. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (2) 各本新株予約権の 1 個未満の行使を行うことはできない。
5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
 - (2) 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

本新株予約権の譲渡、質入れ、担保権の設定その他の処分については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

また、本新株予約権は、一の譲受人に一括して譲渡する場合でなければ、譲渡することができない。
7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記 1. に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 3. に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3. に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記 4. に準じて決定する。
- (9) その他の条件については、再編対象会社が決定する。

8. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

以上

【別紙2】 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項

当社は、本株式交換に際して、会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項について
の定め
の相当性
に関して、次のように判断しております。

1. 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	シーラ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る交換比率	1	110.00
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：34,371,590株（予定）	

（注1）株式の割当比率

シーラの普通株式（以下「シーラ株式」といいます。）1株に対して、当社の普通株式110.00株を割当交付いたします。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に
重大な変更が生じた場合、当社及びシーラが協議した上で、合意により変更することがあります。

（注2）本株式交換により交付する普通株式の数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がシーラ株式の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のシーラの株主（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいうものとします。）に対し、その保有するシーラ株式に代えて、上記表の交換比率に基づいて算出した数の当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を割当交付いたします。当社の交付する株式は、新たに発行する普通株式にて充当する予定です。

なお、シーラは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催するシーラの取締役会の決議により、シーラが基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによってシーラが取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。本株式交換により割当交付される当社株式の総数については、シーラが基準時の直前の時点までに保有することとなる自己株式の数等により、今後修正される可能性があります。

また、上記の「本株式交換により交付する株式数」は、シーラが発行する新株予約権のうち行使可能な状況にある新株予約権が、本株式交換の効力発生日の前日までに全て行使されることを前提とするものであり、新株予約権の一部又は全部が行使されなかった場合に

は、本株式交換により交付する株式数は減少することになります。

（注3）シーラが保有する当社株式の取り扱い

シーラは既に当社株式（3,688,300株）を保有しているため、本株式交換の効力発生により、シーラは完全親会社である当社の株式を保有することになりますが、当該株式については、本株式交換の効力発生日以降、当社への現物配当も含めて、会社法の規定に従い相当の時期に処分する予定です。

（注4）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満）を保有することとなるシーラの株主の皆様については、金融商品取引所市場においてその保有する単元未満株式を売却することはできませんが、当社の単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

単元未満株式の買取制度（1単元未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し自己の保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社及びシーラは、本株式交換に用いられる上記 1.「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換に係る株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）の決定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関及び各種アドバイザーを選定いたしました。

具体的には、当社は第三者算定機関として株式会社 Stand by C（以下「StandbyC」といいます。）を、ファイナンシャル・アドバイザーとして三田証券株式会社（以下「三田証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして TMI 総合法律事務所（以下「TMI」といいます。）を選定し、シーラはファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として PwC アドバイザリー合同会社（以下「PwC」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして DT 弁護士法人（以下「DTL」といいます。）及びアレンオーヴェリーシャーマンスターリング法律事務所外国法共同事業（以下「AOS」といいます。）を選定いたしました。

当社においては、下記（４）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である StandbyC から取得した株式交換比率に関する算定書の内容、本株式交換比率が同算定書におけるディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）による算定結果のレンジの範囲内であること、ファイナンシャル・アドバイザーである三田証券及びリーガル・アドバイザーである TMI からの助言、並びに、下記

（５）「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、シーラとの間で利害関係を有しない特別委員会から受領した答申書等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

シーラにおいては、下記（４）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、ファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関である PwC、DTL 及び AOS からの助言等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は PwC の算定書における DCF 方式による算定結果のレンジの範囲内でもあることから妥当であり、シーラ株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

上記のほか、当社及びシーラは、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、当社及びシーラの財政状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、相互に交渉・協議を重ねて参りました。

その結果、当社及びシーラは、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、それぞれの取締役会の承認を得て、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

（２） 算定に関する事項

a. 算定機関の名称及び両社との関係

当社の第三者算定機関である StandbyC 及びシーラの第三者算定機関である PwC は、いずれも当社及びシーラから独立した算定機関であり、当社及びシーラの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

b. 算定の概要

StandbyC は、当社については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF 法を、それぞれ採用して算定を行いました。

市場株価平均法においては、算定基準日である 2024 年 11 月 29 日を基準日として、当社株式の東京証券取引所スタンダード市場における基準日の終値、基準日までの直近 5 営業日、直近 1 か月間、直近 3 か月間及び直近 6 か月間の終値単純平均値を採用いたしました。

DCF 法では、当社について、同社が作成した 2025 年 5 月期から 2027 年 5 月期の財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定いたしました。なお、算定の前提とした利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2025 年 5 月期において、足元の開発・販売用不動産の取得が低調であることにより、前事業年度と比較して営業利益は 295 百万円に対して約 52%の減少となる 143 百万円、当期純利益は 213 百万円に対して約 63%減少となる 79 百万円が見込まれております。また、2026 年 5 月期において、販売用不動産の取得が引き続き低調であることにより、前事業年度と比較して営業利益は 143 百万円から約 58%減少となる 61 百万円、当期純利益は 79 百万円から約 73%減少となる 21 百万円が見込まれております。加えて、2027 年 5 月期において、開発事業の再強化による回復により、前事業年度と比較して営業利益は 61 百万円に対し約 223%増加となる 195 百万円、当期純利益は 21 百万円から約 441%増加となる 116 百万円が見込まれております。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

StandbyC は、シーラについては、シーラの米国預託証券（American Depositary Shares）（以下「シーラ ADS」といいます。）が米国ナスダック市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF 法を、それぞれ採用して算定を行いました。

市場株価平均法においては、算定基準日である 2024 年 11 月 29 日を基準日として、シーラ ADS の米国ナスダック市場における基準日の終値、基準日までの直近 5 営業日、直近 1 か月間、直近 3 か月間及び直近 6 か月間の終値単純平均値を採用いたしました。

DCF 法では、シーラについて、同社が作成した 2024 年 12 月期から 2026 年 12 月期の財務

予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定いたしました。なお、算定の前提とした利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2026年12月期において、収益性が高い複数の不動産の販売を計画していることにより、前事業年度と比較して営業利益（連結）は1,887百万円に対し約80%増加となる3,389百万円、当期純利益（連結）は808百万円に対し約129%増加となる1,846百万円が見込まれております。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

各評価方法による当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は、以下のとおりとなります。なお、市場株価平均法におけるシーラ株式については、シーラADSの取引値が米ドル建てであり、かつ、100シーラADSがシーラ株式1株に相当するため、1シーラADSの終値または終値単純平均値に対し基準日の米ドルレート（1ドル＝150.74円）による日本円への換算及び100を乗じた単位換算を行った上で、株式交換比率の算定を行っております。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価平均法	52.09～81.93
DCF法	93.75～228.61

StandbyCは、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率算定に重大な影響を与える可能性がある事実でStandbyCに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。StandbyCの株式交換比率の算定は、2024年11月29日現在までの情報及び経済条件（ただし、シーラADSについては米国時間11月29日の米国ナスダック市場の取引終了まで）を反映したものであり、各社の財務予測については、各社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

一方、PwCは、当社については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準方式を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF方式を、それぞれ採用して算定を行いました。

市場株価基準方式においては、2024年11月29日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の基準日終値、基準日までの直近1か月の終値単純平均値及

び出来高加重平均値、並びに直近 3 か月間の終値単純平均値及び出来高加重平均値を採用いたしました。

DCF 方式では、当社について、同社が作成した 2025 年 5 月期から 2027 年 5 月期までの事業計画、同社へのインタビュー、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、同社が 2025 年 5 月第 2 四半期以降、将来生み出すと見込まれるキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定いたしました。なお、PwC が DCF 方式による算定に使用した当社の事業計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2025 年 5 月期の下期に見込んでいた不動産売却が翌事業年度にずれ込むことを要因として、2025 年 5 月期において、前事業年度と比較して、営業利益は 295 百万円に対し約 52%となる 143 百万円、当期純利益は 213 百万円に対し約 63%減少となる 79 百万円が見込まれております。また、開発事業の低調を要因として、2026 年 5 月期において、前事業年度と比較して、営業利益は 143 百万円に対し約 58%減少となる 61 百万円、当期純利益は 79 百万円から約 73%減少となる 21 百万円が見込まれております。加えて、開発事業の再強化を要因として、前事業年度と比較して、2027 年 5 月期において、営業利益は 61 百万円に対し約 223%増加となる 195 百万円、当期純利益は 21 百万円に対し 441%増加となる 116 百万円が見込まれております。また、PwC が DCF 方式による分析の前提とした同社の財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

PwC は、シーラについては、シーラ ADS が米国ナスダック市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準方式を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF 方式を、それぞれ採用して算定を行いました。

市場株価基準方式においては、2024 年 11 月 29 日を基準日として、米国ナスダック市場におけるシーラ ADS の基準日終値、基準日までの直近 1 か月の終値単純平均値及び出来高加重平均値、並びに基準日までの直近 3 か月間の終値単純平均値及び出来高加重平均を採用いたしました。

DCF 方式では、シーラについて、同社が作成した 2024 年 12 月期から 2026 年 12 月期までの事業計画、同社へのインタビュー、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、同社が 2024 年 12 月期下半期以降、将来生み出すと見込まれるキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定いたしました。なお、PwC が DCF 方式による算定に使用した利益計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、不動産開発事業の成長と拡大に加え、不動産建設内製化やクラウドファンディング事業成長による利益率の向上を要因として、2026 年 12 月期において、前事業年度と比較して、営業利益は 1,887 百万円に対し約 80%増加となる 3,389 百万円、当期純利益は 808 百万円に対し約 129%増加となる 1,846 百万円が見込まれております。また、PwC が DCF 方式による分析の前提とした同社の財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

各評価方法による当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は、以下のとおりとなります。なお、市場株価基準方式におけるシーラ株式については、シーラ ADS の取引値が米ドル建てであり、かつ、100 シーラ ADS がシーラ株式1株に相当するため、1 シーラ ADS の終値、終値単純平均値または出来高加重平均値に対し基準日の米ドルレート（1ドル＝150.74円）による日本円への換算及び100を乗じた単位換算を行った上で、株式交換比率の算定を行っております。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価基準方式	66.30～79.22
DCF 方式	97.55～118.04

PwC は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率算定に重大な影響を与える可能性がある事実で PwC に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。加えて両者の財務予測（事業計画及びその他の情報を含む。）に関する情報については、両者の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。また、両社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。PwC の株式交換比率の算定は、2024 年 11 月 29 日現在までの情報及び経済条件を反映したものです。

なお、PwC の算定は、シーラ取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

（３） 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である 2025 年 6 月 1 日（予定）をもって、シーラは当社の完全子会社となりますので、シーラ ADS は、米国ナスダック市場における所定の手続を経て、2025 年 5 月 29 日（米国時間）付で上場廃止となる予定です。上場廃止後は、シーラ ADS を米国ナスダック市場において取引することはできなくなります。

本株式交換によりシーラの株主の皆様にご割当てられる当社株式は、東京証券取引所スタンダード市場に上場されており、本株式交換後も同市場での取引が可能であることから、本株式交換により当社株式の割当てを受けるシーラの株主の皆様については、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1 単元以上の当社株式について東京証券取引所スタンダード市場において取引が可能であり、株式の流動性を確

保できるものと考えております。

シーラ ADS を保有する皆様が本株式交換において当社株式の割当てを受けるためには、本株式交換の効力発生日に先立って、シーラ ADS の預託銀行であるニューヨークメロン銀行（以下「預託銀行」といいます。）が定めた手続などに従い、シーラ ADS の代わりにそれが表章するシーラ株式を受領することが必要となります。効力発生日時点でシーラ ADS を保有される投資家には、本株式交換において当社株式ではなく、本株式交換において（シーラ ADS が表章するシーラ株式について）預託銀行に割当てられる当社株式がその後預託銀行により市場等で売却されることにより得る売却金をシーラ ADS に係る預託契約の規定に沿って、シーラ ADS 保有割合に応じてかつ所定の手数料又は費用等を除いた後に交付される予定です。かかる金額は上記の手数料又は費用等、及び本株式交換の効力発生日以降の当社株式の株価の変動、および日本円と米ドルの為替レートの変動等の要因によって、効力発生日時点で保有されているシーラ ADS が本株式交換比率をもって換算された場合の当社株式の効力発生日時点の市場価値とは異なる可能性があります。

なお、シーラ ADS を保有する皆様は、最終売買日である 2024 年 5 月 28 日（米国時間）（予定）までは、米国ナスダック市場において、その保有するシーラ ADS を従来どおり取引することができます。

（４） 公正性を担保するための措置

当社及びシーラは、シーラが、既に当社株式 3,688,300 株（2024 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 12,060,300 株に占める割合にして 30.58%）を保有しており、当社がシーラの持分法適用関連会社に該当すること、また、両社の間には当事会社間において資本関係、人的関係、取引関係があることから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

a. 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は StandbyC を、シーラは PwC を、それぞれ第三者算定機関として選定し、それぞれ株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要については、上記（２）「算定に関する事項」をご参照ください。なお、当社及びシーラは、いずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

b. 独立した法律事務所からの助言

当社は、リーガル・アドバイザーとして TMI を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続及び当社の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、TMI は、当社及びシーラから独立しており、当社及びシーラとの間に重要な利害関係を有して

おりません。

一方、シーラは、リーガル・アドバイザーとして、DTL 及び AOS を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続及びシーラ的意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、DTL 及び AOS は、当社及びシーラから独立しており、当社及びシーラとの間に重要な利害関係を有しておりません。

（５） 利益相反を回避するための措置

当社は、シーラが既に当社の発行済株式総数の 30.58%を保有しており、当社はシーラの持分法適用関連会社に該当すること、また、両社の間には人的関係、取引関係、関連当事者に該当することから、上記（４）の措置を実施することに加え、利益相反を回避するため、以下のような措置を講じております。

a. 特別委員会の設置

当社は、2024 年 9 月 18 日、シーラから本株式交換の申入れを受けたことを受け、法務アドバイザーである TMI の助言を受けつつ、2024 年 9 月 24 日に開催された取締役会の決議により、本株式交換に関し、シーラが当社の主要株主である筆頭株主でありその他の関係会社であることに加え、シーラから取締役 2 名の派遣を受けており、シーラとの構造的な利益相反のおそれがあることから、シーラ及び当社から独立した立場で本株式交換の検討を行うことで、本株式交換に対する当社取締役会における意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当社取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが少数株主にとって不利益なものであるかどうかについての意見を取得することを目的として、シーラから独立した、当社の社外取締役である西島信竹氏及び柴田亮氏、並びにシーラ及び当社と利害関係を有しない外部の有識者である荒木昇氏（公認会計士、株式会社ブルームアドバイザー）及び小櫃吉高氏（弁護士、ソシアス総合法律事務所）によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置いたしました。なお、当社は、当初からこの 4 名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定の報酬を支払うものとしております。

その上で、当社は、本株式交換を検討するにあたり、本特別委員会に対し、（a）本株式交換の目的の合理性（本株式交換は当社企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項、（b）本株式交換の取引条件の妥当性（本株式交換の実施方法の妥当性を含む。）に関する事項、（c）本株式交換の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。）に関する事項、（d）上記（a）乃至（c）その他の事項を踏まえ、当社取締役会が本株式交換の実施を決定することが少数株主に不利益か否か（以下総

称して「本諮問事項」といいます。)について諮問いたしました。

当社取締役会は、本特別委員会設置の決議に際して、①本株式交換について決定を行うに際して、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本株式交換について妥当でないと判断した場合には、本株式交換を行う旨の意思決定を行わないこと、②当社は、シーラとの間で本株式交換の取引条件等に関する協議・交渉を行う権限を特別委員会に付与することについて決議しております。また、同時に、(i) 本特別委員会は、必要と認めるときは、委員長の選定その他の本特別委員会の運営に関する事項を、その過半数の決議により定めることができること、(ii) 本特別委員会は、当社の費用負担の下、本株式交換に係る調査（本株式交換に係る当社の役員若しくは従業員又は本株式交換に係る当社のアドバイザーに対し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、説明又は助言を求めることを含む。）を行うことができること、(iii) 本特別委員会は、①自ら取引関係者（シーラ及び本株式交換に係るシーラのアドバイザーを含むが、これに限られない。）と協議・交渉することができること、並びに②本特別委員会は、その判断により、当社の役職員（利益相反のおそれがない者に限る。）をして、上記協議・交渉に関与させることができること、(iv) 本特別委員会において答申に係る意見が全員一致により調わなかった場合は、委員の過半数により承認された結論を本特別委員会の答申内容とするが、かかる答申内容の全部又は一部について異なる意見を有する委員は、自らの意見を答申内容に付記するよう求めることができること、(v) 議事運営上の便宜の観点から、本特別委員会に当社の役員若しくは従業員又は本株式交換に係る当社のアドバイザーが陪席する場合であっても、本特別委員会は、当該陪席者に対し、適宜、退席を求めることができること、(vi) 本特別委員会は、必要と認めるときは、当社の費用負担の下、本特別委員会独自の弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを選任することができ、また、本特別委員会は、本株式交換に係る当社のアドバイザーを指名し、又は変更を求めることができるほか、当社のアドバイザーに対して必要な指示を行うことができることについて決議しております。

そして、本特別委員会は、2024年9月25日から2024年11月29日までの間に、委員会を合計13回開催し、本諮問事項について、慎重に検討及び協議を行いました。具体的には、当社から、本株式交換の提案を受けた経緯、本株式交換の目的、事業環境、事業計画、経営課題等に関する説明を受け、書面及び口頭による質疑応答を行い、また、シーラから、本株式交換を提案するに至った経緯及び理由、本株式交換の目的や本株式交換後のグループ全体の経営方針、本株式交換の諸条件等について説明を受け、書面及び口頭による質疑応答を行いました。さらに、本特別委員会は、当社の作成した事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について当社から説明を受け、質疑応答を行った上で、これらの合理性を確認し、承認をしております。その上で、StandbyCから株式交換比率の算定に係る算定手法の採用理由、本株式交換における株式交換比率の算定結果に関する説明を

受けております。

また、本特別委員会は、当社がシーラから本株式交換比率についての提案を受領する都度、当社において交渉を担当する三田証券から適時にその内容及び交渉経過等について報告を受け、その内容を審議・検討するとともに、三田証券に対して指示・要請を行う等、本株式交換の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与いたしました。さらに、本特別委員会は、TMI から本株式交換において利益相反を軽減又は防止するために取られている措置及び本株式交換に関する説明を受けております。

本特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として慎重に協議及び検討を行い、(a) 本株式交換の目的の合理性（本株式交換は当社企業価値の向上に資するかを含む。）が認められる旨、(b) 本株式交換の取引条件の妥当性（本株式交換の実施方法の妥当性を含む。）が認められる旨、(c) 本株式交換の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。）が認められる旨、(d) 上記 (a) 乃至 (c) その他の事項を踏まえ、当社取締役会が本株式交換の実施を決定することが少数株主に不利益でない旨の答申書を、2024 年 12 月 1 日付で、当社に対して提出しております。

b. 利害関係を有する取締役を除く取締役全員の承認

当社の取締役の 5 名のうち、渡辺鷹秀氏はシーラの前取締役であり、浦西友義氏は現在もシーラの社外取締役を兼務しているため、利益相反を回避する観点から、渡辺鷹秀氏及び浦西友義氏は当社の取締役会における本株式交換に関する議案の審議及び決議には参加せず、また、当社の立場で本株式交換に係るシーラとの協議及び交渉に参加しておりません。

当社の取締役会における本株式交換に関する議案は、当社の取締役 5 名のうち、上記渡辺鷹秀氏及び浦西友義氏の 2 名を除く 3 名の全員一致により承認可決されております。

3. 本株式交換により株式交換完全親会社において増加する資本金及び準備金の額に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第 39 条に従い、当社が決定いたします。かかる取扱い、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

【別紙3】 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項

当社は、本株式交換に際して、会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項につ
いての定め
の相当性
に関して、次のように判断しております。

シーラは、2024年12月2日現在残存している新株予約権として、下表「シーラが発行し
ている新株予約権」列記載の新株予約権（合計6,225個、目的となるシーラ株式の数の合
計48,176株）を発行しております（なお、シーラが過去に発行した第2回新株予約権及
び第11回新株予約権は失効しており、また、新株予約権付社債は発行しておりませ
ん。）。

シーラが発行している新株予約権				当社が発行する新株予約権			
回号	個数	目的株式数 (注1)	行使価額 (注2)	回号	個数 (注3)	目的株式数 (注3)(注4)	行使価額 (注2)
第1回	132個	13,200株	8,000円	第1回	132個	1,452,000株	73円
第3回	10個	1,000株	8,000円	—	—	—	—
第4回	2個	200株	11,600円	第2回	2個	22,000株	106円
第5回	283個	28,300株	8,000円	第3回	283個	3,113,000株	73円
第6回	415個	415株	33,320円	第4回	415個	45,650株	303円
第7回	810個	810株	45,140円	第5回	810個	89,100株	411円
第8回	50個	50株	48,060円	第6回	50個	5,500株	437円
第9回	3,211個	2,889株	0.01米ドルを行 使する日におけ る為替レートで 日本円に換算し た額	第7回	3,211個	317,889株	0.00009米ドル を行使日におけ る為替レートで 日本円に換算し た額
第10 回	1,312個	1,312株	10米ドル	第8回	1,312個	144,320株	0.09米ドルを行 使日における為 替レートで日本 円に換算した額

(注1) 目的となる株式の種類はシーラ株式であり、上表中では、各回号の新株予約権1
個につき目的となるシーラ株式の数に新株予約権の個数を乗じて得られる株式数を記載し

ております。

(注2) 新株予約権の行使価額は、いずれも新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額を記載しており、調整される場合があります。

(注3) シーラが発行する新株予約権のうち行使可能な状況にある新株予約権が行使された場合には、当該行使された数に応じて当社が発行する新株予約権の数及びその目的となる株式数は減少することとなります。

(注4) 目的となる株式の種類は当社株式であり、上表中では、各回号の新株予約権1個につき目的となる当社株式の数に新株予約権の個数を乗じて得られる株式数を記載しております。

当社は、本株式交換に際して、基準時においてシーラが発行する第1回新株予約権及び第4回新株予約権乃至第10回新株予約権に関する新株予約権者に対し、その所有する新株予約権1個につき、各新株予約権の内容及び本株式交換の株式交換比率を踏まえ、上表のとおり、当社が発行する第1回新株予約権乃至第8回新株予約権をそれぞれ割り当てます。

なお、シーラが発行する第3回新株予約権については、その行使期限が2024年12月30日であり、その行使にかかわらず本株式交換の効力発生前に消滅することとなるため、当社の新株予約権の割当対象外となります。

これにより、当社は、本株式交換に際して、基準時においてシーラが発行する第1回新株予約権及び第4回新株予約権乃至第10回新株予約権を取得すると同時に、新規に発行する当社第1回新株予約権乃至第8回新株予約権を割当交付する予定です。当社は、上記取得したシーラが発行する第1回新株予約権及び第4回新株予約権乃至第10回新株予約権を消却する予定です。

したがって、本株式交換によりシーラの各新株予約権者が保有する新株予約権の実質的な内容及び数に変化はなく、相当であると判断しております。

当社が発行する第1回新株予約権乃至第8回新株予約権の発行要項及びシーラの第1回新株予約権及び第4回新株予約権乃至第10回新株予約権につきましては、「別紙1」「本株式交換契約の内容」10頁から56頁に記載のとおりであります。

【別紙4】 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

第15期 事業報告 株式会社シーラテクノロジーズ

(2023年1月1日～2023年12月31日)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、直近において景気の一部に足踏みが見られるものの、賃金引上げや個人消費の持ち直しにより、緩やかに回復しております。一方で、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクや、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動の影響等、依然として不透明な状況が続いております。

こうした事業環境の中、当社は継続的な成長を目指し、ガバナンス体制の構築、人材への投資を継続し、2023年3月31日、日本の不動産会社で初めて米国NASDAQ市場へ上場致しました。また、会社グループを統括するホールディングスとしての管理部門にかかるシェアードサービス機能を高めました。

不動産販売における1棟ビルの売却、好調な賃料収入の結果、売上高1,737,481千円（前期比21.6%増）となりました。しかしながら、ガバナンス強化のための社外役員の採用及び上場企業として、さらにビジネスを発展させるためエクゼクティブクラスの人材を数名採用したことによる人件費314,075千円増加、並びに、米国NASDAQ市場へのIPOコストを始め法務等の専門家やコンサル費用、及び開示等に対応するための監査や弁護士費用等上場維持に関する費用の380,669千円増加により、営業損失1,055,563千円（前期比1,079,987千円減少）、経常損失1,065,559千円（前期比1,159,972千円減少）、当期純損失697,519千円（前期比725,854千円減少）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度において総額1,361,991千円の固定資産への投資を実施いたしました。このうち主なものは不動産事業に係る賃貸不動産への投資1,357,311千円によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度において、金融機関より借入金1,648,200千円を調達し、848,851千円の返済を行いました。

(4) 対処すべき課題

① グループ管理体制の強化

グループ経営においては、迅速な意思決定と一体的経営が求められる一方、グループ会社を横断した実効的なガバナンス体制の構築を行う必要があります。そのためには、各子会社、事業部門への権限委譲と親会社によるコントロールの最適化が必須であると考えております。特に、権限委譲を進める場合には、事後的な監督、執行役員や事業部門等の長に対する人事・報酬決定権限の行使を通じた親会社による一定のコントロールの確保も重要であり、グループ経営による新たな企業価値の創造に向けた積極的な取組を行ってまいります。

② 情報管理体制の強化

当社においては、提供するサービスに関連して多くの顧客情報、個人情報を取り扱うことから、情報管理体制の強化が重要であると考えております。

個人情報保護方針の運用の徹底、インサイダー取引の未然防止を含む社内規程の整備等、社内研修の実施を通じて、一層の強化を図ってまいります。

③ リスク管理・コンプライアンス体制の強化

リスク管理・コンプライアンス体制の強化に向け、コンプライアンス委員会の実効性を確保するとともに、取締役会、監査役会とも連携し、リスク管理及びコンプライアンス体制の強化に努めてまいります。

④ 組織体制の強化

当社の更なる成長を可能とするためには、意思決定のプロセスの迅速化と優秀な人材の確保が不可欠であると考えております。当該課題に対処するために、教育・研修の拡充、採用活動の強化による最適な人材の確保・育成に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第12期 2020年12月 期	第13期 2021年12月 期	第14期 2022年12月 期	第15期 (当事業年 度) 2023年12月 期
売上高(千円)	520,379	524,881	1,429,285	1,737,481
営業利益又は営業損失(△)(千円)	55,007	19,328	23,425	△1,055,563
経常利益又は経常損失(△)(千円)	9,628	12,158	94,414	△1,065,559

失（△）（千円）				
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	282,899	80,425	28,335	△697,519
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）（円）	1,250.76	348.08	118.56	△2,748.55
総資産（千円）	8,418,022	8,972,512	10,736,725	13,090,631
純資産（千円）	5,364,852	5,891,022	5,819,807	7,417,008
1株当たり純資産額（円）	20,328.73	21,692.08	21,414.43	27,900.40

（注1） 過年度決算に関し、過年度におけるストックオプションの費用計上に係る誤謬が判明したため、第12期から第13期までの財産および損益の状況については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。

（注2） 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第14期期首から適用しております。

(6) 主要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の 議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社シーラ	296,000	100	不動産開発・販売・管理・ 賃貸・不動産クラウドファンディング
株式会社シーラソーラー	46,000	100	太陽光発電の設計・施工・ 販売

（注1） 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社シーラ
特定完全子会社の住所	東京都渋谷区広尾 1-1-39 恵比寿プライムスクエア 7F
当社及び当社の完全子会社	3,271,653 千円

における特定完全子会社の株式の帳簿価格	
当社の総資産額	13,090,631 千円

(7) 主要な事業内容 (2023 年 12 月 31 日現在)

事業区分	事業内容
グループ経営管理事業	出資企業のバリューアップを行うため、営業体制の構築、人材教育から、金融機関の紹介まで過去に培った不動産事業における豊富なノウハウで、企業の成長を全面的にバックアップしております。
不動産事業	安定した賃料収入を確保し、収益の柱とするべく、厳しい購入基準を設け購入する物件を厳選しております。また、貸出し面積の小さい物件に特化することにより、空室リスクを軽減する賃貸経営を行っております。

(8) 主要な営業所 (2023 年 12 月 31 日現在)

本社：東京都渋谷区広尾一丁目 1 番 39 号 恵比寿プライムスクエア 7F

(9) 従業員の状況 (2023 年 12 月 31 日現在)

従業員数	前事業年末比増減	平均年齢	平均勤続年数
27 名	17 名増	37.7 歳	0.8 年

(10) 主要な借入先及び借入額 (2023 年 12 月 31 日現在)

借入先	借入額
ハナ信用組合	1,241,466 千円
株式会社千葉銀行	897,861 千円
ファンスレンディング株式会社	600,000 千円
株式会社ゼノンファンデックス	600,000 千円
大東京信用組合	563,652 千円
株式会社 SBJ 銀行	519,396 千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2023 年 12 月 31 日現在）

(1) 発行可能株式総数

900,000 株

(2) 発行済株式の総数

260,891 株

(3) 株主数

60 名

(4) 大株主（上位 10 名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社 SY	113,620 株	43.76%
湯藤 善行	24,783	9.54
杉本 宏之	23,435	9.02
日本投資株式会社	20,250	7.79
THE BANK OF NEW YORK MELON AS DEPOSITARY BANK FOR DR HOLDERS	18,750	7.22
株式会社ベクトル	6,400	2.46
李 天琦	5,389	2.07
株式会社 ONODERA GROUP	4,700	1.81
伊藤 功一	4,600	1.77
株式会社 SY コンサルティング	3,880	1.49

(注)持株比率は自己株式（1,250 株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2023 年 12 月 31 日現在）

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	第 1 回新株予約権	第 4 回新株予約権	第 5 回新株予約権
保有人数 取締役（社外取締役を除く） 社外取締役 監査役	2 名 - 名 - 名	1 名 - 名 - 名	2 名 - 名 - 名
新株予約権の数	162	2	270
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普 通 株 式 16, 200 株	普通株式 200 株	普 通 株 式 27, 000 株
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	8, 000 円	11, 600 円	8, 000 円
新株予約権の行使期間	自 2016 年 5 月 24 日 至 2024 年 4 月 30 日	自 2019 年 6 月 7 日 至 2027 年 5 月 31 日	自 2017 年 10 月 1 日 至 2024 年 4 月 30 日
新株予約権の行使の条件	注	注	注

名称	第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権
保有人数 取締役（社外取締役を除く） 社外取締役 監査役	1 名 - 名 - 名	3 名 2 名 - 名
新株予約権の数	10	550
新株予約権の目的となる株式の種類及び	普通株式 10 株	普通株式 550 株

数		
新株予約権の払込金額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	33,320 円	45,140 円
新株予約権の行使期間	自 2020 年 3 月 26 日 至 2024 年 12 月 30 日	自 2019 年 6 月 7 日 至 2028 年 2 月 28 日
新株予約権の行使の条件	注	注

(注) 権利行使時においても当社または当社の子会社、関連会社の取締役、執行役員または従業員の地位であること

(2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

(1)および(2)に記載したもののほか、2023 年 12 月 31 日現在で存在する当社が発行した新株予約権は以下のとおりであります。

名称	第 3 回新株予約権	第 8 回新株予約権	第 9 回新株予約権
新株予約権の数	10	50	4,491
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,000 株	普通株式 50 株	普通株式 4,491 株
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	8,000 円	48,060 円	0.01 米ドル
新株予約権の行使期	自 2014 年 12 月	自 2023 年 7 月 9	自 2023 年 3 月 31

間	21 日 至 2024 年 12 月 31 日	日 自 2031 年 7 月 31 日	日 至 2033 年 3 月 31 日
---	-------------------------------	---------------------------	---------------------------

名称	第 10 回新株予約 権	第 11 回新株予約 権
新株予約権の数	1,312	1,539
新株予約権の目的と なる株式の種類及び 数	普通株式 1,312 株	普通株式 1,539 株
新株予約権の払込金 額	無償	無償
新株予約権の行使に 際して出資される財 産の価額	10 米ドル	800 米ドル
新株予約権の行使期 間	自 2023 年 4 月 20 日 至 2028 年 3 月 31 日	自 2023 年 9 月 8 日 自 2028 年 7 月 31 日

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2023 年 12 月 31 日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 CEO	杉本 宏之	株式会社シーラ取締役 株式会社シーラソーラー取締役 株式会社シーラバイオテック取締役
代表取締役 COO	湯藤 善行	株式会社シーラ代表取締役 CEO
取締役 CSO	渡邊 鷹秀	株式会社シーラ取締役
取締役 CGO	淵脇 健嗣	株式会社シーラソーラー代表取締役
取締役	浦西 友義	
取締役	フェルディナナン ド・グローンウォ ルド	HeartCore Enterprises, Inc. Independent Director and Audit Committee Chair
取締役	スチュアート・ギ ブソン	ESR 株式会社代表取締役 兼 ESR グループ リミテッド 共同創設者・共同 CEO

		ESR リートマネジメント株式会社 取締役
取締役	鳥居 敬司	株式会社シーラ監査役
取締役	立花 陽三	株式会社 PROSPER 代表取締役社長 株式会社塩釜港 代表取締役社長
常勤監査役	吉田 郁夫	株式会社シーラ監査役 株式会社シーラソーラー監査役
監査役	杉本 佳英	株式会社シーラ監査役 株式会社シーラソーラー監査役 あんしんパートナーズ法律事務所 代表弁護士 株式会社ブランジスタ社外取締役 株式会社 NATTY SWANKY ホールディングス社外取締役 エイベックス株式会社取締役（監査等委員） Ai ロボティクス株式会社監査役 株式会社 GROWTH POWER 社外監査役
監査役	横山 敬子	株式会社 ENECHANGE 監査役 横山敬子公認会計士事務所代表 株式会社 nobitel 常勤監査役 株式会社カラダノート社外取締役

（注1） 浦西友義氏、フェルディナンド・グローンウォルド氏、スチュアート・ギブソン氏、鳥居 敬司氏、立花陽三氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

（注2） 吉田郁夫氏、杉本佳英氏、横山敬子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

（注3） 2023年6月30日開催の臨時株主総会において、新たに、淵脇健嗣氏、スチュアート・ギブソン氏、立花陽三氏、鳥居敬司氏が取締役に、横山敬子氏監査役に、それぞれ就任しました。

（注4） 監査役杉本佳英氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。

（注5） 監査役横山敬子氏は、公認会計士の資格を有しており、会計財務、税務に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款に定めており、社外取締役及び社外監査役と責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定め、その内容は基本報酬と賞与から構成されております。当該方針に基づき、株主総会の決議により役員の報酬総額の上限を定めており、その範囲内で支給することとしております。基本報酬につきましては、取締役の職務執行の対価として、当該取締役の役位と役割貢献度に応じ、業界水準や当社業績等の事情を考慮し決定することとしております。なお、当社は役員の報酬等において業績連動報酬制度は採用しておりません。取締役の報酬枠額を 2022 年 3 月 31 日の株主総会、監査役の報酬額枠を 2021 年 3 月 31 日の株主総会にて決定しております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

株主総会にて決議された金額の範囲内において、2023 年 1 月 16 日開催の取締役会において、各取締役の基本報酬の額を決定しております。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			支給員 数(名)
		基本報酬	業績連 続報酬等	非金銭報 酬等	
取締役 (うち社外 取締役)	264,186 (14,850)	264,186 (14,850)	— —	— —	9 (5)
社外監査役	12,060	12,060	—	—	4

(注1) 取締役の報酬限度額は、2022年3月31日開催の定時株主総会において、年額300百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役5名）です。社外取締役のうち1名、ドル建て払いで報酬を支払っています。報酬総額\$30,000、基本報酬\$30,000となっております。

(注2) 監査役の報酬は、2021年3月31日開催の定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況と当社と当該他の法人等との関係

- 社外取締役フェルディナンド・グローンウォルド氏は、HeartCore Enterprises, Inc. Independent Director and Audit Committee Chairであります。当社と兼務先との間には特別の関係はありません。
- 社外取締役スチュアート・ギブソン氏は、ESR 株式会社代表取締役 兼 ESR グループリミテッド 共同創設者・共同 CEO、ESR リートマネジメント株式会社取締役であります。当社と兼務先との間には特別の関係はありません。
- 社外取締役立花陽三氏は、株式会社 PROSPER 代表取締役社長、株式会社塩釜港 代表取締役社長であります。当社と兼務先との間には特別の関係はありません。
- 社外取締役鳥居敬司氏は、現在当社の子会社である株式会社シーラ監査役を務めています。
- 社外監査役吉田郁夫氏は、現在当社の子会社である株式会社シーラ監査役を務めています。
- 社外監査役杉本佳英氏は、あんしんパートナーズ法律事務所代表弁護士、株式会社ブランジスタ社外取締役、株式会社 NSTTY SWANKY ホールディングス社外取締役、エイバックス株式会社社外取締役、A i ロボティクス株式会社社外取締役、

株式会社 GROWTH POWER 社外監査役であります。当社と兼務先との間には特別の関係はありません。

社外監査役横山敬子氏は、株式会社 ENECHANGE 監査役、横山敬子公認会計士事務所代表、株式会社 nobitel 常勤監査役、株式会社カラダノート社外取締役であります。当社と兼務先との間には特別の関係はありません

② 当事業年度における活動状況

区分及び氏名	活動状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 浦西 友義	当事業年度に開催された取締役会 36 回中 36 回出席いたしました。議案・審議等につき必要な発言を行っております。
社外取締役 フェルディナンド・グローンウォルド	当事業年度に開催された取締役会 36 回中 36 回出席いたしました。議案・審議等につき必要な発言を行っております。
社外取締役 スチュアート・ギブソン	社外取締役役就任後において開催された取締役会 16 回中 16 回出席いたしました。議案・審議等につき必要な発言を行っております。
社外取締役 立花 陽三	社外取締役役就任後において開催された取締役会 16 回中 15 回出席いたしました。議案・審議等につき必要な発言を行っております。
社外取締役監査役 鳥居 敬司	当事業年度に開催された取締役会 36 回中、社外監査役として 20 回中 20 回出席し、社外取締役として 16 回中 16 回出席いたしました。 また、社外監査役として、監査役会 4 回中 4 回出席しました。議案・審議等につき必要な発言を行っております。
常勤社外監査役 吉田 郁夫	当事業年度に開催された取締役会 36 回中 36 回、監査役会 11 回中 11 回出席いたしました。議案・審議等につき必要な発言を行っております。
社外監査役 杉本 佳英	当事業年度に開催された取締役会 36 回中 36 回、監査役会 11 回中 11 回出席いたしました。議案・審議等につき必要な発言を行っております。
社外監査役 横山 敬子	社外監査役就任後において開催された取締役会 16 回中 16 回、監査役会 4 回中 4 回出席いたしました。議案・審議等につき必要な発言を行っております。

第 15 期 計算書類 株式会社シーラテクノロジーズ
(2023 年 1 月 1 日～2023 年 12 月 31 日)

損 益 計 算 書

自 2023年 1月 1日
至 2023年12月31日

株式会社シーラテクノロジーズ

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,737,481
売 上 原 価	827,510
売 上 総 利 益	909,971
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,965,534
営 業 損 失	△1,055,563
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,921
受 取 配 当 金	3,999
投 資 有 価 証 券 売 却 益	34,185
為 替 差 益	56,869
そ の 他	10,889
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	75,733
支 払 手 数 料	29,197
そ の 他	12,930
経 常 損 失	△1,065,559
税 引 前 当 期 純 損 失	△1,065,559
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	174,351
法 人 税 等 調 整 額	193,687
当 期 純 損 失	△697,519

株主資本等変動計算書

自 2023年 1月 1日
至 2023年12月31日

株式会社シーラテクノロジーズ

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	161,580	1,013,923	3,384,071	4,397,995	632,493	632,493	△73,712	5,118,356
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	941,209	941,209		941,209		-		1,882,418
剰余金の配当				-	△34,788	△34,788		△34,788
当期純利益				-	△697,519	△697,519		△697,519
減資	△ 1,002,789		1,002,789	1,002,789		-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				-		-		-
当期変動額合計	△61,580	941,209	1,002,789	1,943,998	△732,307	△732,307	-	1,150,111
当期末残高	100,000	1,955,132	4,386,861	6,341,993	△99,814	△99,814	△73,712	6,268,467

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額合計		
当期首残高	△16,604	△16,604	718,056	5,819,807
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）		-	△68,783	1,813,635
剰余金の配当		-	-	△34,788
当期純利益		-	-	△697,519
自己株式の取得		-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△5,529	△5,529	348,481	342,952
当期変動額合計	△5,529	△5,529	279,698	1,424,280
当期末残高	△22,135	△22,135	997,755	7,244,087

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降に取得した建物及び建物附属設備については、定額法を採用しております。

建物	7年～47年
----	--------

工具、器具及び備品	4年～10年
-----------	--------

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

・ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

・ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる主な履行业務の内容および収益を認識する時点は以下のとおりであります。

① グループ会社経営管理

グループ会社経営管理は、出資企業のバリューアップを行うため、営業・経営指導体制の構築、人材教育から、金融機関の連携まで過去に培った不動産事業における豊富なノウハウで、企業の成長を全面的にバックアップする事業であります。グループ会社経営指導においては、グループ企業への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益および費用を認識しております

② 不動産事業

不動産の販売

不動産の販売においては、厳しい購入基準を設け厳選された賃貸物件を取得、保有し、市場価値が高まった後顧客へ販売する事業であり、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引渡し義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡し時点において収益を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

控除対象外消費税等は、固定資産に係わるものは投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し（5年償却）、それ以外は発生年度の費用として処理しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項なし。

3. 表示方法の変更に関する注記

(1) 貸借対照表

前事業年度において区分掲記しておりました「流動資産」の「前渡金」、「投資その他の資産」の「長期預金」、「流動負債」の「短期借入金」「未払法人税等」「賞与引当金」、「固定負債」の「関係会社長期借入金」については、該当がなかったため、当事業年度においては表示しておりません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

定期預金	30,500 千円
建 物	1,605,520 千円
土 地	3,968,136 千円
計	5,573,656 千円

② 担保に係る債務

長期借入金	4,248,386 千円
-------	--------------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

197,621 千円

(3) 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

株式会社シーラ	1,152,054 千円
株式会社シーラソーラー	169,893 千円
計	1,321,947 千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	174,641 千円
長期金銭債権	195 千円
短期金銭債務	51,586 千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	616,807 千円
仕入高	22,988 千円
販売費及び一般管理費	33,268 千円
営業外費用	797 千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 260,891 株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,250 株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2023年3月31日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	16,718	70
2023年8月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	18,069	70

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2024年3月31日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	46,735	180

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び株式数

普通株式 53,278 株

7. 税効果に関する注記

繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金 301,551 千円

新株予約権 248,375 千円

支払報酬 29,433 千円

その他 41,898 千円
繰延税金資産合計 621,259 千円

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル(土地を含む。)を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)
5,138,891	6,628,485

(注 1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注 2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、金融機関からの借入により資金を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である売掛金、未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引開始時に信用判定を行うとともに、取引先ごとの入金期日管理及び残高管理の徹底を図るとともに与信管理規程に基づき、定期的に与信限度水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。なお、ほとんどの債権は1か月以内の入金期日となっております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては定期的に時価や発行会社の財政状態等の把握のための情報収集に努めております。

差入保証金は不動産の賃貸に係るもので、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引時に信用判定を行うと共に、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

長期借入金、流動性リスクに晒されておりますが、定期的に資金計画を作成、

更新するとともに、手元流動性の維持により流動性リスクを管理しております。

① 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は「その他有価証券」には含めておりません（(注) 参照）。また、「現金及び預金」「売掛金」「未払金」「未払法人税等」「短期借入金」については、全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
その他有価証券	147,002	147,002	—
資産計	147,002	147,002	—
長期借入金 (※)	5,378,679	5,378,679	—
負債計	5,378,679	5,378,679	—

※ 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	160,307
関係会社株式	4,513,835

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：	同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル2の時	レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なイン

価：	プ ットを用いて算定した時価
レベル3の時 価：	重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。	

1. 時価をもって貸借対照表に計上している金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	216,508	—	—	216,508
資産計	216,508	—	—	216,508

2. 時価をもって貸借対照表に計上としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	—	5,378,679	5,378,679
負債計	—	—	5,378,679	5,378,679

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレ

ベル1の時価に分類しております。

長期借入金及び関係会社長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル3の時価に分類しております。なお、変動金利の長期借入金については、変動金利により、短期間で市場金利を反映しているため時価が簿価に近似するものとして、対象対照表価額を時価として記載しております。

10. 関連当事者取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有割合)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社シーラ	所有 直接 100%	経営指導 役員の兼任	経営指導料の受領	480,000	-	-
子会社	株式会社シーラリアルティ	所有 間接 100%	経営指導 役員の兼任	資金の貸付	140,000	長期貸付金	140,000

取引条件及び取引条件の決定の方針等

(注) 価格その他の取引条件は、市場価格等を勘案し、当社の算定した対価に基づき交渉の上、決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	27,900円40銭
1株当たり当期純損失	2,748円55銭

12. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

(単位：千円)

	不動産売買事業	グループ経営管理	合計
顧客との契約から生じる収益	859,287	567,774	1,427,061
その他の収益(注)	310,420	-	310,420
合計	1,169,707	567,774	1,737,481

(注) 「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に基づく賃貸料収入であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等に関する情報

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は次のとおりであります。

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	3,795	1,100
契約資産	-	-
契約負債	-	-

13. 重要な後発事象に関する注記

リベレステ社（現・株式会社クミカ）との資本業務提携

当社は、日本を拠点にファミリーマンションの開発・分譲事業を運営するリベレステ株式会社（東証スタンダード：8887、以下「リベレステ」）との間で2023年11月15日に「業務提携に関する基本合意書」を締結、またリベレステの株主4者との間でリベレステ普通株式2,158,800株（2023年11月末時点における自己株式を除く発行済株式数（10,589,800株）に対し20.39%）の取得を合意し、2024年1月12日に取得を完了しました。さらに、2024年1月23日、リベレステと「資本業務提携契約書」を締結しました。本資本業務提携においては、①プロダクトの補完関係の構築、②エリアの補完関係の構築、③不動産クラウドファンディング事業の拡大、④インターネットマーケティングの推進、⑤不動産開発等の施策を実行していくこととしています。

<監査報告書>

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2024年2月27日

株式会社シーラテクノロジーズ 監査役会

監査役 杉本佳英



監査役 横山敬子



監査役 吉田郁夫



【別紙5】 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担、その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

1. 自己株式の消却

当社は、2024年6月3日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議の上、2024年6月28日に自己株式消却を完了いたしました。当該自己株式消却の概要は以下のとおりです。

(1) 消却した株式の種類	普通株式
(2) 消却した株式の数	200,000 株 (消却前の発行済株式総数に対する割合 1.85%)
(3) 消却日	2024年6月28日
(4) 消却後の発行済株式総数	10,589,800 株
(5) 消却後の自己株式数	0 株

上記(2)記載の割合は、2024年2月29日時点の発行済株式総数および自己株式数を基準に算出しております。

2. 第三者割当による新株式の発行

当社は、2024年8月7日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による新株式を発行することについて決議の上、2024年8月28日において払込みが完了しました。当該株式発行の概要は以下のとおりです。

(1) 払込期日	2024年8月28日
(2) 発行新株式数	普通株式 1,470,500 株
(3) 発行価額	1 株につき金 408 円
(4) 資金調達額	599,964,000 円
(5) 増加した資本金及び資本準備金	資本金 299,982,000 円 資本準備金 299,982,000 円
(6) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法によります。 株式会社シーラテクノロジーズ 1,470,500 株
(7) 資金の使途	割当先との共同プロジェクトにおけるマンション建築費に充当する予定です。

3. 本株式交換契約の締結

当社は、2024 年 12 月 2 日開催の取締役会において、シーラとの間で本株式交換契約を締結することを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、「別紙 1」「本株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

以上